第一種使用規程の承認に係る申請案件の審査状況

1. ご審議いただく案件

Ī	1. こ番議いたたく案件		検討状況		承認の状況			
					カルタヘナ法		食品衛生法 又は飼料安全法	
名 称【申請者】 		使用等の内容	農作物 分科会 又は 昆虫分科会	総合 検討会	隔離ほ場 又は 隔離飼育 区画	一般利用	食品	飼料
	高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ (gm-fad2-1,gm-hra,改変cp4 epsps,改変dmo,Glycine max (L.) Merr.) (305423 × MON89788 × MON87708,OECD UI: DP-3Ø5423-1 × MON-89788-1 × MON-877Ø8-9) 並びに当該ダイズの分離系統に包含される組み合わせ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。) 【デュポン・プロダクション・アグリサイエンス株式会社】	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	2017年 1月13日 2月10日	2017年 3月30日	免除	_		_
	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ (改変 bar, barnase, barstar, Brassica napus L.) (MS11, OECD UI:BCS-BNØ-12-7) 【バイエルクロップサイエンス株式会社】	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び 廃棄並びにこれらに 付随する行為	2016年 10月17日 12月21日 2017年 1月13日	2017年 3月30日	_	_	_	_
	緑色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ (HC-EGFP、 Bombyx mori) (HC-EGFPぐんま、 HC-EGFP 200、HC-EGFPぐんま×HC-EGFP 200) 【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構】	同イ的育搬れ(し産育及幼びる 一個人のでは、 一の、 一の、 一の、 一の、 一の、 一の、 一の、 一の	2016年 12月6日 2017年 1月10日 2月14日 3月10日	2017年 3月30日	2014年			

注1:「承認状況」の「カルタヘナ法」欄は、第一種使用規程が承認された年を記載しており、「一」は未承認であることを示す。 また、農作物の「隔離ほ場」欄における「免除」は、トウモロコシについては隔離ほ場試験が不要と判断されたもの、スタック系統については 親系統と比較し形質間の相互作用が示されていないことを確認しているものであることを示す。

注2:「承認状況」の「食品衛生法又は飼料安全法」欄は、安全性が確認された年又は所定の手続を行った年を記載しており、

「一」は未確認であること、「○」は安全性が確認されたもの同士の掛け合わせであることを示す。

ただし、「一」には、花きや昆虫など、食用や飼料用に供さない場合も含まれる。

【参考】親系統の審査状況

・高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ (gm-fad2-1, gm-hra, 改变cp4 epsps, 改变dmo, Glycine max (L.) Merr.) (305423 × MON89788 × MON87708, OECD UI: DP-3Ø5423-1 × MON-89788-1 × MON-877Ø8-9)

				承認の状況					
		名 称【申請者】	使用等の内容	カルタ	ヘナ法	食品衛生法 又は飼料安全法			
				隔離ほ場	一般利用	食品	飼料		
1		高オレイン酸含有及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ(gm-fad2-1, gm-hra, Glycine max (L.) Merr.) (DP-305423-1, OECD UI:DP-305423-1)	食用又は飼料用に 供するための使 用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃 棄並びにこれらに 付随する行為	2007	2010	2010	2010		
2	5頁 ダイズ	除草剤グリホサート耐性ダイズ (改変 <i>cp4 epsps, Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON89788, OECD UI: MON-89788-1)	食用又は飼料用に 供するための使 用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃 棄並びにこれらに 付随する行為	2006	2008	2007	2007		
3	7頁 ダイズ	除草剤ジカンバ耐性ダイズ (改変 <i>dmo, Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87708, OECD UI: MON-877Ø8-9)	食用又は飼料用に 供するための使 用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃 棄並びにこれらに 付随する行為	2010	2013	2013	2013		

注1:「承認の状況」の「カルタヘナ法」欄は、第一種使用規程が承認された年を記載しており、「一」は未承認であることを示す。 また、「隔離ほ場」欄における「〇」は、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、確認されたものであることを示す。 注2:「承認の状況」の「食品衛生法又は飼料安全法」欄は、安全性が確認された年又は所定の手続を行った年を記載しており、「一」は未確認であることを示す。ただし、「一」には、花きなど、食用や飼料用に供さない場合も含まれる。